

# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## 第1章 総則

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益財団法人名古屋産業科学研究所（以下「この法人」という。）定款第19条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48条）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

**第3条** この法人の役員等は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

**第4条** 前条但し書きによるこの法人の常勤の役員の年間報酬額は、理事長が理事会の承認を得て評議員会の決議を得るものとする。

(費用)

**第5条** この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これらの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。  
2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(退職金の支給)

**第6条** この法人は、役員等に対して退職金を支払わないものとする。

(公表)

**第7条** この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

**第8条** この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、公益財団法人の移行の登記の日から施行する。

(平成23年11月17日理事会・評議員会決議)